

株 主 各 位

大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

タビオ株式会社

代表取締役社長 越 智 勝 寛

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月26日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時予定）
2. 場 所 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
なんばパークス内パークスタワー16F
当社本店大会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。
なお、同じ建物ですが昨年と階数が異なっております。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第44期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎昨年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.tabio.com/jp/corporate/news/>）に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tabio.com/jp/corporate/news/>）に掲載しております。
- （1）連結計算書類の「連結注記表」
- （2）計算書類の「個別注記表」
- なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から株主総会当日のご来場は控えていただき、議決権行使は書面による行使をお願い申し上げます。

尚、会場は感染リスクを低減するため、株主様の座席間隔を空けてご用意させていただくことから、座席数に限りがございます。満席となりました場合は、ご入場をお断りさせていただくことがございますこと予めご了承下さい。

また、体調不良及び発熱が見受けられる方はご入場をお断りする場合がございます。

(添付書類)

事 業 報 告

(2020年3月1日から)
(2021年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済につきましては、期初より新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞が見え始め、緊急事態宣言に伴う外出自粛等により極めて厳しい経営環境が続きました。その後、段階的な社会経済活動の再開により、個人消費と企業活動は持ち直しの方向に向かっておりましたが、感染再拡大による2度目の緊急事態宣言が1月初旬に再発出される等、先行きは不透明な状況が続いております。

国内衣料品販売の市場では、外出自粛等により人の動きが制限され、ワークスタイルや消費行動の不可逆的な変化が起こり、働き方や購買行動が多様化してきております。こうした環境下でお客様に選んでいただけるブランドとしてあり続けるためには、オンラインとオフラインの融合を促進し、明確な着用シーンの設定と新たなライフスタイルに合わせた商品提案を行う事が求められております。

このような状況の中で当グループは、店頭から生産現場までを結んだ情報システム網を活用し、製造・販売を一体化した自己完結型の国内生産体制の強みを生かしながら、多様に変化する顧客ニーズに、機敏かつ柔軟に対応できるように尽力して参りました。

また、スピード重視の社内体制を実現すべく、当連結会計年度より事業部制に移行すると共に、オンラインとオフラインの融合強化を進めたOMO (Online Merges with Offline) 体制の構築を行い、各ブランドの特徴

を明確に打ち出すことにより、全てのお客様に選んでいただける「世界一の靴下総合企業」を目指しております。

当連結会計年度の春夏物商戦においては、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や商業施設の休業等により、店頭での客数減が見られ、売上・利益共に極めて厳しい状況となりました。なお、今回の新型コロナウイルス感染症拡大において、2020年4月上旬に発出された緊急事態宣言により、1ヶ月以上の間、最大で9割強の260店舗余りが臨時休業したものの、5月下旬の緊急事態宣言の解除に伴い、6月初旬で一部の空港内の店舗を除く、全ての店舗が営業を再開致しました。秋冬物商戦においては、前年10月の消費税増税による買い控えの反動や気温の低下等により、消費に持ち直しの傾向が見られましたが、11月中旬以降の新規感染者数の増加や不要不急の外出自粛要請等に伴い、都心立地の店舗を中心に店頭販売は勢いを欠く状況となり、厳しい結果となりました。一方、EC売上については、SNS等を用いた販売強化に注力したことにより、年間を通じて好調に推移しております。

出退店状況におきましては、フランチャイズチェーン店11店舗、直営店8店舗の新規出店と、フランチャイズチェーン店9店舗、直営店12店舗の退店により、当連結会計年度末における店舗数は、フランチャイズチェーン店96店舗（海外代理商による9店舗を含む）、直営店177店舗（海外5店舗を含む）、合計273店舗となりました。

連結子会社のTabio France S.A.S.では、EC販売強化やSNSを用いた販促活動を通して、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業基盤の立て直しに取り組んで参りました。タビオ奈良株式会社では、通販向け出荷業務の効率化への継続的な取り組みや、商品品質検査や検査検品体制

の更なる強化等を行って参りました。

利益面におきましては、新型コロナウイルスの感染症拡大による影響を考慮し、固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性等について検討を行った結果、減損損失474百万円を計上し、繰延税金資産を取り崩したことなどに伴い、法人税等調整額213百万円を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、11,505百万円（前年同期比26.8%減）、営業損失は1,082百万円（前年同期は営業利益249百万円）、経常損失は866百万円（前年同期は経常利益262百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,550百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益7百万円）となりました。

事業部門別では、当グループの主力部門である「靴下屋関連部門」は、中高生からファミリー層に至るお客様に向けて、立地に応じた品揃えと、ご来店いただき易い店舗を念頭においた『靴下屋』を核として、ブランド構築を進めて参りました。

当部門では、ツイッター等のSNSを用いた機動的なコラボレーション企画の推進やユーチューブ上での動画配信を通じた商品訴求に加え、「靴下屋Live TV」という名称でライブコマースに取り組む等、時代に即した新たな販売方法の確立に取り組んで参りました。また、リアル店舗については、消費者の購買動向の変化に合わせたスクラップ&ビルド等を継続的にを行い、収益性の向上を目的としたエリア整備を行って参りました。

以上の結果、「靴下屋関連部門」の売上高は、9,471百万円（前年同期比26.0%減）となりました。なお、フランチャイズチェーン店4店舗、直営店3店舗の新規出店とフランチャイズチェーン店9店舗、直営店8店舗の退店により、当連結会計年度末における「靴下屋関連部門」の店舗数は、

フランチャイズチェーン店87店舗、直営店117店舗、合計204店舗となりました。

「ショセット関連部門」では、百貨店やファッションビル等、ハイセンスな立地への出店に特化し、品質や感度の高い商品を展開する『Tabio』、上質で品格があり、こだわりを持った紳士靴下の提案を行う『Tabio MEN』のブランド構築を進めて参りました。

「ショセット事業」では、ファッション感度の高い立地での『Tabio』店舗の新規出店やレディース・メンズの複合型ショップの構築、働く女性に向けた高品質で機能性の高い商品の企画・提案を行うことにより、ハイセンスで付加価値の高いブランドイメージの構築を目指して参りました。加えて、EC販売強化を目的とした自社ECサイト上での店頭販売員によるコーディネート投稿や他ブランドとのコラボレーション商品の販売等を行って参りました。また、「紳士靴下事業」では、紳士靴下専門店の『Tabio MEN』を中心に、ファッションにこだわりを持った男性へのブランド認知度向上を図るべく、メンズ単独店の新規出店や新たなメンズブランドとのコラボレーション実現に向けた取り組み等を継続的に行って参りました。

以上の結果、「ショセット関連部門」の売上高は、1,682百万円（前年同期比34.3%減）となりました。なお、直営店5店舗の新規出店と直営店4店舗の退店により、当連結会計年度末における「ショセット関連部門」の店舗数は、直営店55店舗となりました。

「その他の部門」のうち、イギリス支店において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うロックダウンにより安定した営業体制が保てない中、イギリス国内向けECサイトの運営強化やインスタグラム等のSNSを用い

た販促活動等を継続的に行って参りました。フランスの販売子会社Tabio France S.A.S.においても、EC事業の強化やSNSを通した商品提案の研究を継続的に行い、事業基盤の立て直しに取り組んで参りました。また、北米向けのEC事業では、SNSによる販促の継続的な実施に加え、他企業とのコラボレーション企画、ファッション雑誌への商品提供を行う等、Tabioブランドの認知度向上に向けた施策を行って参りました。今後、代理商を通じて展開を強化していく中国事業においては、一級都市を中心に新規出店を進めております。

この結果、「その他の部門」の売上高は、352百万円（前年同期比2.5%減）となりました。

なお、当連結会計年度末における「海外関連部門」の店舗数は、中国国内において7店舗の代理商による店舗を出店したことにより、中国9店舗（代理商による店舗）、イギリス直営店2店舗、フランス直営店3店舗、の合計14店舗となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の混乱や停滞の懸念により、当面は先行き不透明な状況が続くと予想されます。国内衣料品販売においては、人々の消費行動やワークスタイルの急激な変化により、販売方法と商品提案内容は一層柔軟に変化させていくことが求められ、お客様に選ばれるブランドとして残るためには、ECサイトやSNSと実店舗をリアルタイムに連携させ、お客様の利便性を追求したサービスを提供していくことが求められております。

このような状況の中で当グループは、『不易流行』の企業理念を貫き、お客様視点を第一とした経営を推し進めていくと共に、少し先の未来を想定しながら着実かつ挑戦的な施策を実行していくことにより、時代や環境の変化に俊敏に対応できる企業集団の構築を目指して参ります。

まず国内販売体制においては、「メンズ事業」をレディース事業と並ぶ当社の柱とするべく、メンズ・レディースの複合店の出店と既存売場の強化や自社ECサイトの販売強化に取り組んで参ります。

また、事業部制の下、OMO体制の構築を一貫して行うことで、ブランド毎の特徴を明確に打ち出すと共に、ECとSNSを起点としたネットとリアルとの融合を更に促進し、トレンドや話題になっている商品情報を実店舗へ素早く反映させる体制の構築に取り組んで参ります。

海外販売体制につきましては、まず欧州において、イギリス国内におけるEC事業の拡大と既存店も含めた運用体制の効率化を推進すると共に、フランスにおいても既存店の運営基盤立て直しとEC販売の強化に取り組んで参ります。北米向けEC事業に関しては、更なる認知度向上と新規ユーザーの獲得を目指し、SNSを用いた販促活動の強化や他業種とのコラ

ボレーション企画を行って参ります。また、中国事業におきましては、引き続き代理商を通じ売上規模拡大を推進して参ります。

株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額の総額は392百万円であり、その主なものは直営店の新規出店や移転・増床・改装に伴う差入保証金及び内装・什器やソフトウェア等であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 41 期	第 42 期	第 43 期	第 44 期 (当連結会計年度)
	2018年2月期	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
売 上 高(百万円)	16,386	16,486	15,722	11,505
経 常 利 益(百万円) (△ 損 失)	493	621	262	△866
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円) (△ 純 損 失)	110	364	7	△1,550
1株当たり当期純利益 (△ 純 損 失) (円)	16.21	53.52	1.11	△228.11
総 資 産(百万円)	9,050	9,166	8,756	7,609
純 資 産(百万円)	5,751	5,900	5,677	3,912

(注)「1株当たり当期純利益」又は「1株当たり当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 又 は 出 資 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
タビオ奈良株式会社	千円 9,000	% 100.0	物流業務、靴下の企画・検査・検品・加工、機械の製造・販売等
Tabio France S.A.S.	千€ 900	% 100.0	衣料品の小売、卸売及び輸出入

(7) 主要な事業内容

靴下の企画・卸・小売とフランチャイズチェーン・直営店『靴下屋』、直営店『タビオ』等の展開を事業としております。

現在、当社の直営店を国内に172店舗（『靴下屋』関連117店舗、『ショセツト』関連55店舗）有しており、フランチャイズ加盟店は国内で87店舗に至っております。

海外支店としてイギリスに2店舗、海外子会社の直営店としてフランスに3店舗を展開しており、中国において代理商による9店舗を展開しております。

タビオ奈良株式会社は物流業務及び商品の検査・研究業務を行っております。

(8) 主要な事業所等

① 本社：大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
なんばパークス内パークスタワー16F

東京支店：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号渋谷クロスタワー31F

直営店：172店舗

区分	地 域	主 要 な 店 舗 名	店舗数
靴 下 屋 関 連	北 海 道	札幌アピア、札幌ステラブレイス	4 店
	東 北	エスパル仙台、仙台セルバ	5 店
	関 東	ルミネ北千住、ルミネ新宿、渋谷マークシティ、 ルミネ有楽町、ルミネ立川、アトレ恵比寿、ルミ ネ大宮 2、ルミネ横浜	49店
	甲信越・北陸・東海	ラブラ万代、イオンモール高岡、名古屋パルコ、 新静岡セノバ、メイワン浜松	16店
	近 畿	なんばパークス、ルクア、イオンモール神戸北 京都ポルタ、京都寺町	20店
	中 国 ・ 四 国	さんすて福山	6 店
	九 州 ・ 沖 縄	アミュプラザ博多、アミュプラザ鹿児島、 熊本下通り	17店
	小 計		117店
シ ョ セ ツ ト 関 連	北 海 道	札幌アピア	1 店
	東 北	仙台パルコ本館	2 店
	関 東	東京ソラマチ、東武池袋、表参道ヒルズ、六本木 ヒルズ、ルミネエスト、GINZA SIX、KITTE、	26店
	甲信越・北陸・東海	JR名古屋高島屋、ラシック名古屋	6 店
	近 畿	大丸梅田、阪神百貨店、大丸京都、京都寺町、 グランフロント大阪、阪急三番街	12店
	中 国 ・ 四 国	福屋百貨店	1 店
	九 州 ・ 沖 縄	ラシック福岡天神、小倉井筒屋、鶴屋百貨店、 アミュプラザ鹿児島プレミアム館	7 店
	小 計		55店
総 合 計		172店	

② 子会社等

国内	タビオ奈良株式会社	奈良県北葛城郡広陵町三吉578
国外	Tabio France S.A.S.	フランス
	Tabio Retail S.A.S.	フランス

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
292名	+2名

(注) 上記従業員のほか、販売職社員等（年間平均雇用人数）が610名おります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	425,030
株式会社三菱UFJ銀行	425,000
株式会社南都銀行	140,358

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 26,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 6,798,502株(自己株式15,378株を除く)
- (3) 株主数 9,083名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社越智産業	2,478,000株	36.45%
エム・エス・エヌ株式会社	1,075,900	15.83
タビオ取引先持株会	222,992	3.28
越智直正	200,000	2.94
越智勝寛	200,000	2.94
石坂季之	76,600	1.13
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	76,000	1.12
兼古麻里	50,500	0.74
兼古里香	50,500	0.74
タビオ従業員持株会	45,950	0.68

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	越 智 直 正	
代 表 取 締 役 社 長	越 智 勝 寛	
専 務 取 締 役	荻 原 正 俊	東京支店長 Tabio France S.A.S. 代表取締役
取 締 役	谷 川 繁	財務部長
取 締 役	越 智 康 彦	
取 締 役	真 砂 輝 男	タビオ奈良株式会社代表取締役
取 締 役	大 武 健 一 郎	(NPO法人)ベトナム簿記普及推進 協議会理事長
常 勤 監 査 役	小 田 明	
監 査 役	林 裕 之	弁護士（太田・柴田・林法律事務所）
監 査 役	高 山 和 則	公認会計士・税理士（高山公認会計士事務所）

- (注) 1. 監査役 林 裕之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務分野において豊富な知識と経験を有するものであります。
2. 監査役 高山和則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 大武健一郎氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 林 裕之及び高山和則の両氏は、社外監査役であります。
5. 取締役 大武健一郎、監査役 林 裕之及び高山和則の3氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

(基本方針)

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、その役割と責務を適切に果たす観点から、基本報酬に加えて、業績連動報酬である賞与、及び譲渡制限付株式報酬で構成する。社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることを鑑み、基本報酬のみとする。

(基本報酬)

基本報酬は、月例の金銭報酬とし、『役員報酬に関する内規』に基づき、各取締役の役位・役割・職責等に応じて決定する。具体的な報酬額の決定に際しては、会社の業績・業界水準・従業員給与等とのバランスも考慮する。

(賞与)

取締役賞与は、毎年、一定の時期に支給する金銭報酬とし、単年度の連結営業利益達成度を基準とし、中期経営課題の取組状況・従業員への賞与支給状況・ガバナンスの状況等を総合的に勘案して決定する。

(譲渡制限付株式報酬)

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものであり、中長期インセンティブ・市場への影響・他社動向等を考慮し、支給総額を決定する。

各取締役に対して、役位・役割・職責等に応じて毎年一定の時期に付与し、退任時までの間、譲渡制限を付すものとする。

(割合の決定に関する方針)

基本報酬、取締役賞与、譲渡制限付株式報酬の報酬構成割合については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合及び役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえで設定する。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

基本報酬、取締役賞与、株式報酬の各取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議された上限の範囲において、取締役会の決議により取締役社長に一任する。

基本報酬・取締役賞与・株式報酬については、取締役社長が、それぞれの報酬案（総額及び取締役の基準額）を策定し、社外取締役に対して各取締役の報酬額の内訳及びその決定理由を事前に説明した上で、取締役会に総額を報告し、基本報酬額案、取締役賞与額案及び株式報酬額案を決定するものとする。

取締役賞与は、事業年度終了後、上記に記載の決定方針に基づき、各取締役の賞与額案に対する支給率を取締役社長が検討し、取締役会において賞与総額を審議・決定し、取締役社長が各取締役の配分案を決定するものとする。

株式報酬は、株式報酬額案を基に、上記に記載の決定方針に基づき、取締役会において株式報酬総額を審議・決定し、取締役社長が各取締役の配分案を決定するものとする。

(監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

各監査役の報酬については、職務の内容、経験及び当社の状況等を勘案のうえ監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 127,499千円 (内社外 1名 4,800千円)

監査役 3名 15,599千円 (内社外 2名 4,800千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2009年5月28日開催の第32期定時株主総会において年額250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されており、この報酬枠とは別に、2019年5月23日開催の第42期定時株主総会において年額25,000千円以内（社外取締役を除きます。）とする譲渡制限付株式報酬枠を決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、2009年5月28日開催の第32期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されており、この報酬枠とは別に、2019年5月23日開催の第42期定時株主総会において年額5,000千円以内（社外監査役を除きます。）とする譲渡制限付株式報酬枠を決議されております。
4. 取締役及び監査役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、5,898千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 大武 健一郎

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は(NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会理事長であり、(NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は92.3%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適時質問すると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ハ、社外取締役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役大武健一郎氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

② 社外監査役 林 裕之

イ、重要な兼職先と当社との関係

同氏は太田・柴田・林法律事務所の弁護士であり、太田・柴田・林法律事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ、当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

取締役会及び監査役会への出席率は92.3%であります。

出席した取締役会及び監査役会においては、社外監査役として、毎回報
告事項や決議事項について適時質問すると共に、必要に応じ社外の立場
から意見を述べております。

ハ、社外監査役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外監査役林 裕之氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

③ 社外監査役 高山 和則

イ、重要な兼職先と当社との関係

同氏は高山公認会計士事務所の公認会計士・税理士であり、高山公認会計士事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ、当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

取締役会及び監査役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会及び監査役会においては、社外監査役として、毎回報
告事項や決議事項について適時質問すると共に、必要に応じ社外の立場
から意見を述べております。

ハ、社外監査役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外監査役高山和則氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 18,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意致しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び整備運用状況

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループの全役職員が、法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守するため、コンプライアンス規程を定めるとともに、研修を充実させる。
 - (2) 社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、各部署からの情報収集や議論、情報発信を通じて、当社グループの全役職員のコンプライアンス意識を高めるとともに適正業務推進室は業務の監査を通じて法令等への遵守状況を監視し、コンプライアンス体制の推進を図る。
2. 取締役及び使用人の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録・経営会議会議録・稟議書など取締役の職務執行に関する重要な文書等については、法令及び社内規程に基づき適切に保存するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループ全体のリスク管理を重要な経営管理の一つであると位置付けており、その有効性と適切性を維持するべく経営危機管理規程を定めるとともに、社長を本部長とした「危機管理委員会」により、万一発生した危機において、拡大防止・損失の低減・事態の鎮静を第一義的に迅速かつ的確な組織的対応を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 原則として毎月1回第2火曜日に開催する定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
 - (2) 原則として毎週火曜日に取締役と必要に応じて各部署責任者による経営会議を開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。
 - (3) 取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社管理を管掌する担当部署を置き、子会社の取締役の執行を監視・監督する。
- (2) 子会社の営業成績、財務状況及び経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会又は経営会議に報告し、承認を得て行うこととする。
- (3) 定期的に子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役会は、監査役の要請により、必要ある場合には職務を補助する専任の使用人を配置するものとし、その使用人の選任及び解任に関しては、監査役の同意を得て行う。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人を置く場合には、当該使用人の業務指示は監査役が行うものとし、当該使用人の人事異動・人事考課・懲戒については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。
- (2) 監査役は独立性をもって各部署に赴き、業務の状況の確認やヒアリングをすることができる。
- (3) 監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会・経営会議・その他重要会議に出席するとともに、書類の閲覧や質問を行うことができる。
- (2) 監査役は、各部署の会議その他あらゆる場面に出席することができる。
- (3) 監査役は、適正業務推進室や監査法人と連携し、効率的な監査を行う。

- (4) 監査役は、その職務の執行に必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家を利用することができ、当社はその費用を負担する。

10. 反社会的勢力に向けた取り組み

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、不当要求行為等に対しては断固拒否することを基本的な考えとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、総務部を対応部署としており、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それら勢力からの不当な要求を受けた場合に備え、平素から所轄警察署・企業防衛連合協議会・顧問弁護士等外部の専門機関との連携を築き、反社会的勢力排除のための社内体制の整備と情報収集を行う。

11. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

(1) 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を定期的に開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性を確保しております。また、各部署責任者以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

(2) 監査役の職務執行について

監査役は、当事業年度において監査役会を定期的に開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに適正業務推進室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認する等適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

(4) コンプライアンス・リスク管理について

コンプライアンス委員会及び危機管理委員会を常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。また、大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資確保、不測の事態に備えております。

(5) 反社会的勢力排除について

お取引先様との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,070,595	流 動 負 債	1,973,884
現金及び預金	2,514,128	買掛金	393,202
売掛金	603,314	電子記録債務	565,017
商品	640,662	短期借入金	233,550
貯蔵品	482	リース債務	103,099
未収還付法人税等	50,887	未払費用	276,771
その他の	261,568	賞与引当金	86,702
貸倒引当金	△449	ポイント引当金	42,933
固 定 資 産	3,539,387	資産除去債務	15,972
有形固定資産	1,986,722	その他の	256,635
建物及び構築物	603,814	固 定 負 債	1,724,038
機械装置及び運搬具	3,197	長期借入金	769,537
土地	1,182,654	リース債務	200,968
リース資産	62,120	退職給付に係る負債	337,330
建設仮勘定	100,847	資産除去債務	293,174
その他の	34,087	その他の	123,026
無形固定資産	329,370	負 債 合 計	3,697,923
ソフトウェア	276,182	純 資 産 の 部	
その他の	53,188	株 主 資 本	3,931,772
投資その他の資産	1,223,294	資本金	414,789
差入保証金	1,180,516	資本剰余金	92,424
破産更生債権等	2,807	利益剰余金	3,440,149
その他の	42,778	自己株式	△15,590
貸倒引当金	△2,807	その他の包括利益累計額	△19,713
		為替換算調整勘定	△5,665
		退職給付に係る調整累計額	△14,048
		純 資 産 合 計	3,912,059
資 産 合 計	7,609,983	負債・純資産合計	7,609,983

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		11,505,830
売上原価		5,149,726
売上総利益		6,356,103
販売費及び一般管理費		7,438,795
営業外損失		1,082,692
営業外収入		
受取利息	86	
仕入割引	8,103	
為替差益	5,537	
固定資産賃貸料	1,418	
受取補償金	1,071	
助成金収入	202,525	
雑収入	3,738	222,480
営業外費用		
支払利息	5,059	
雑損失	1,281	6,340
経常損失		866,552
特別損失		
固定資産除却損	6,615	
貸借契約解約損	4,567	
減損損失	474,487	485,670
税金等調整前当期純損失		1,352,222
法人税、住民税及び事業税	17,977	
法人税等還付税額	△33,099	
法人税等調整額	213,372	198,250
当期純損失		1,550,473
親会社株主に帰属する当期純損失		1,550,473

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	414,789	92,424	5,194,913	△21,915	5,680,210
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△203,778		△203,778
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△1,550,473		△1,550,473
自己株式の取得				△85	△85
自己株式の処分		△511		6,410	5,899
利益剰余金から資本剰余 金 へ の 振 替		511	△511		—
株主資本以外の項目 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△1,754,763	6,325	△1,748,438
当 期 末 残 高	414,789	92,424	3,440,149	△15,590	3,931,772

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△3,104	—	△3,104	5,677,106
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			—	△203,778
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			—	△1,550,473
自己株式の取得			—	△85
自己株式の処分			—	5,899
利益剰余金から資本剰余 金 へ の 振 替			—	—
株主資本以外の項目 当期変動額（純額）	△2,561	△14,048	△16,609	△16,609
当 期 変 動 額 合 計	△2,561	△14,048	△16,609	△1,765,047
当 期 末 残 高	△5,665	△14,048	△19,713	3,912,059

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,881,301	流 動 負 債	1,880,852
現金及び預金	2,329,680	買掛金	392,304
売掛金	604,080	電子記録債務	565,017
商品	633,086	1年内返済予定の	199,960
貯蔵品	141	長期借入金	94,589
前払費用	54,637	リース債務	191,753
未収入金	171,821	未払費用	248,747
未収還付法人税等	46,147	未払消費税等	910
その他の貸倒引当金	47,822	預り金	49,389
	△6,116	前受収益	2,063
固 定 資 産	2,771,166	賞与引当金	79,210
有形固定資産	1,253,944	ポイント引当金	40,931
建物	53,609	資産除去債務	15,972
工具、器具及び備品	21,798	その他の	2
土地	1,034,564	固 定 負 債	1,455,099
リース資産	43,124	長期借入金	650,070
建設仮勘定	100,847	リース債務	170,523
無形固定資産	255,227	長期未払金	16,092
ソフトウェア	249,440	退職給付引当金	245,922
電話加入権	5,786	資産除去債務	291,490
投資その他の資産	1,261,994	長期預り保証金	81,000
関係会社株式	9,000	負 債 合 計	3,335,951
出資金	189	純 資 産 の 部	
関係会社長期貸付金	60,826	株 主 資 本	3,316,517
長期前払費用	1,340	資本金	414,789
差入保証金	1,171,891	資本剰余金	92,424
破産更生債権等	2,807	資本準備金	92,424
その他の	44,574	利 益 剰 余 金	2,824,894
貸倒引当金	△28,633	利益準備金	65,000
		その他利益剰余金	2,759,894
		別途積立金	100,000
		繰越利益剰余金	2,659,894
		自 己 株 式	△15,590
		純 資 産 合 計	3,316,517
資 産 合 計	6,652,468	負債・純資産合計	6,652,468

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,393,901
売上原価	5,143,755
売上総利益	6,250,146
販売費及び一般管理費	7,230,540
営業損失	980,393
営業外収益	
受取利息	1,397
仕入割引	8,103
為替差益	5,487
固定資産賃貸料	39,242
受取手数料	600
助成金収入	183,637
雑収入	3,714
営業外費用	
支払利息	4,587
貸倒引当金繰入額	30,130
雑損失	1,272
経常損失	774,201
経特別損失	
固定資産除却損	6,454
子会社株式評価損	142,091
賃貸借契約解約損	4,567
減損損失	341,707
税引前当期純損失	494,820
法人税、住民税及び事業税	17,836
法人税等還付税額	△33,099
法人税等調整額	184,000
当期純損失	1,269,021
	168,737
	1,437,758

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準 備 金
当 期 首 残 高	414,789	92,424	—	92,424	65,000
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					
当 期 純 損 失					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△511	△511	
利益剰余金から資本剰余金への振替			511	511	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	—	—
当 期 末 残 高	414,789	92,424	—	92,424	65,000

	株 主 資 本						純 資 産 合 計
	利益剰余金			自 己 株 式	株主資本合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計				
	別途積立金	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	100,000	4,301,943	4,466,943	△21,915	4,952,240	4,952,240	
当 期 変 動 額							
剰余金の配当		△203,778	△203,778		△203,778	△203,778	
当 期 純 損 失		△1,437,758	△1,437,758		△1,437,758	△1,437,758	
自己株式の取得				△85	△85	△85	
自己株式の処分				6,410	5,899	5,899	
利益剰余金から資本剰余金への振替		△511	△511		—	—	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					—	—	
当期変動額合計	—	△1,642,048	△1,642,048	6,325	△1,635,723	△1,635,723	
当 期 末 残 高	100,000	2,659,894	2,824,894	△15,590	3,316,517	3,316,517	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021 年 4 月 20 日

タ ビ オ 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 木下昌久 ⑧

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タビオ株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タビオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021 年 4 月 20 日

タビオ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 木下 昌久 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タビオ株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021 年 4 月 27 日

タビオ株式会社 監査役会

常勤監査役 小 田 明 ㊞

社外監査役 林 裕 之 ㊞

社外監査役 高 山 和 則 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。当事業年度の期末配当につきましては、厳しい経営環境のもと、当期の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

総額 135,970,040円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月28日

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役会の監督機能強化を図るため新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数
かない みちこ 金井路子 (1975年1月10日生)	1997年7月 株式会社エルコンパス入社 1999年2月 株式会社インデックス入社 2003年2月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2014年2月 株式会社グロースエンジン 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社グロースエンジン代表取締役	0株
	(選任理由及び期待される役割の概要) 金井路子氏を社外取締役候補者とした理由は、インターネット事業で活躍されてきた経歴の持ち主であり、現在はインターネットに関するコンサルティング会社の経営者として豊富な経験と知見を有しているためです。また同氏には、その豊富な経験を生かし、業務執行の監督機能強化へ幅広い経営視点からの助言をしていただき、当社企業価値の持続的向上に貢献していただくことを期待しております。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社と金井路子氏は、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。
3. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。
なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2021年6月に当該保険契約を更新する予定であります。
4. 本選任議案が承認された場合、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。
5. 候補者は新任の社外取締役候補者であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、ひびき監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がひびき監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した監査対応や監査報酬の妥当性等について検討を行い、同監査法人の独立性及び専門性、監査の実施状況、品質管理体制、監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年2月28日現在)

名 称	ひびき監査法人
事 務 所	主たる事務所 大阪府大阪市中央区北浜二丁目3番6号北浜山本ビル4階 東京事務所 東京都千代田区神田須田町一丁目8番4号陽友神田ビル8階
沿 革	1975年7月 有恒監査法人設立 1979年6月 ナニワ監査法人設立 1987年3月 新橋監査法人設立 1997年7月 ペガサス監査法人設立 2007年7月 ナニワ監査法人と有恒監査法人が合併し、大阪監査法人に名称変更 2012年2月 PKF Internationalに加入 2014年7月 大阪監査法人と新橋監査法人、ペガサス監査法人が合併し、ひびき監査法人に名称変更
概 要	人員構成 代表社員 21名 社員 4名 職員 公認会計士 165名 公認会計士試験合格者 7名 職員 7名 合計 204名 被監査会社数 145社 出資金 33,500,000円

以 上

【メ 毛】

[illegible]

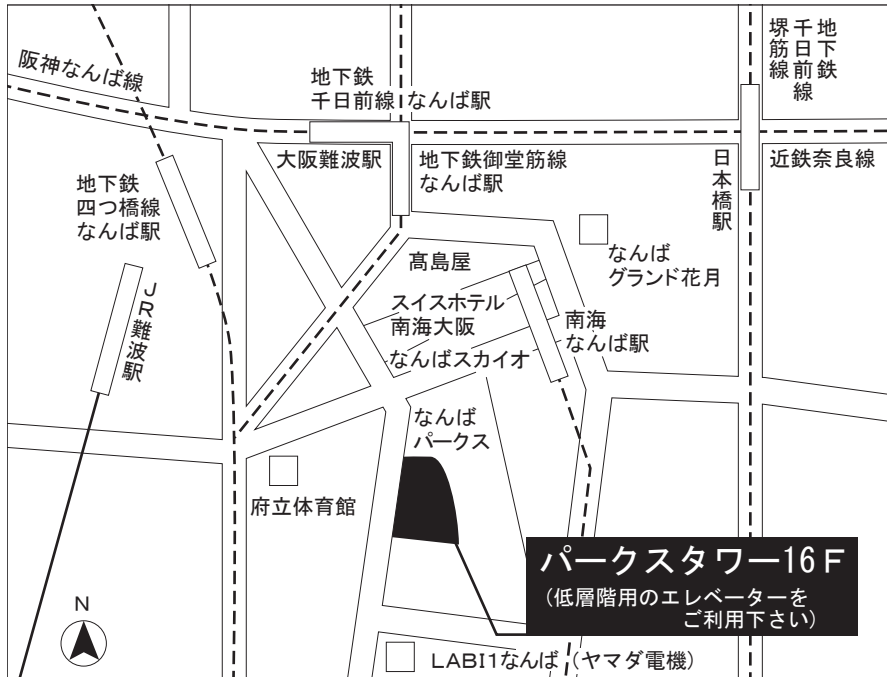
【メ 毛】

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
 なんばパークス内パークタワー16F 当社本店大会議室
 (低層階用のエレベーターをご利用下さい)

電 話 06-6632-1200



[交通のご案内]

- ・南海なんば駅 中央口徒歩2分 南口徒歩3分
- ・地下鉄なんば駅 御堂筋線徒歩8分
四つ橋線徒歩15分
千日前線徒歩11分
- ・近鉄/阪神大阪難波駅 徒歩12分
- ・JR難波駅 徒歩15分